

# 全国アスベスト 適正処理協議会

ニュースレター MAY 2008  
News Letter

1

## 目次

平成19年度石綿飛散防止セミナー(後援事業)	1
平成19年度石綿飛散防止セミナー(後援事業)	2
平成19年度アスベスト処理技術セミナー(協賛事業)	3
全国アスベスト適正処理協議会 19年度セミナー	4
全国アスベスト適正処理協議会 19年度セミナー	5
アスベスト処理に係る緊急提言	6
アスベスト処理に係る緊急提言	7
会員及び役員一覧・事務局だより	8

全国アスベスト適正処理協議会事務局  
〒160-0004 東京都新宿区四谷3-1-3 株式会社環境新聞社事業部内  
TEL:03-3359-5349 FAX:03-3359-7250  
<http://www.zenkoku-asbestos.org/>

## 平成19年度石綿飛散防止セミナー

主催・環境省、後援・全国アスベスト適正処理協議会  
(2008年2月6日、国立オリンピック記念青少年総合センター)

平成19年度石綿飛散防止セミナー(主催・環境省、後援・全国アスベスト適正処理協議会)が2月6日(水)、国立オリンピック記念青少年総合センターで開催されました。「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」について鹿島建設東京建築支店安全環境部担当部長の島田啓三氏が、「災害時における石綿飛散防止に係る扱いマニュアル」について環境省水・大気環境局大気環境課課長補佐の米田和広氏がそれぞれ講演し、建物解体時や災害時におけるアスベスト対策の注意点が強調されました。下記にその概要を報告します。



国立オリンピック記念青少年総合センター



「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアルの概要について」

鹿島建設東京建築支店安全環境部担当部長、建築業協会環境委員会副産物部会部会長

島田 啓三氏

マニュアルは、建築物や工作物の解体等に係るアスベスト飛散防止対策を適正に実施する目的で2006年3月に策定されました。その後の同法改正などを受け、07年6月に改定されています。大防法の適用対象外ですが、成形板への対応についても記載されています。

事前調査に当たって、製品の製造年代から判断できないものがあることに注意する必要があります。特にトレモライトなど3種類のアスベストは、「使用されていない」とされた製品にも含まれている可能性があります。

レベル1の吹き付け材で意外と見落とししやすいのがカーテンウォールの結露防止壁です。後付けのため設計図には載っていないことが多いのですが、壁裏に耐火材として使用されていることがあります。レベル2では、一般の事業所でも配管のエルボ一部分に使用されていることがありますので注意すべきです。

除去作業中は、隔離養生の際に設置する前室の構成に留

意して下さい。仕上げのブラッシング時に粉じんが飛散する可能性が高いことにも注意が必要です。湿潤化には内部まで十分浸透する飛散抑制剤などを用います。

集じん・排気装置は、原則24時間稼働させておく必要があるとされていますが、毎日の作業終了時に清掃と換気を行うことで代替しても良いと思います。

作業中の濃度確認にリアルタイムモニターを用いることも検討しましたが、精度や安定性に課題があります。ただ、管理ツールとして用いることは可能だと思います。

作業後には、少なくとも1～1時間半、集じん・排気装置を稼働させます。隔離シートは、濃度を確認してから撤去すべきです。最近では確認のため測定を義務付ける自治体もあります。

アスベストの飛散事例を見てみると、アスベストを除去したすき間から外部に飛散してしまうことがあるようです。特に鉄骨造りの耐火被覆材に注意すべきです。

「『災害時における石綿飛散防止に係る扱いマニュアル』の概要について」

環境省水・大気環境局大気環境課課長補佐

米田 和広氏



災害時のアスベスト対応を考えた時、阪神淡路大震災が大きな転機になっています。昨年7月に起きた新潟中越沖地震でも、被災した建物のがれきの片付けに当たって飛散する懸念があるのではないかと指摘されました。

災害時にアスベストを飛散させないようにするにはどうしたらよいか、注意点をマニュアルにまとめてあります。対応に当たって必要な工程を整理し、それぞれ実施・責任体制を示しました。主に自治体向けですが、事業者にも協力を求め、しっかり連携して下さい。

特に平常時からの準備が大切です。自治体は、災害廃棄物の処理やアスベスト関連情報の収集、飛散防止措置状況の周知、応急措置・解体等の技術的助言・指導といった対応体制を整備しておくことが望ましい。

災害発生後の応急措置は、原則として建物の管理者や持ち主が実施します。事前調査は、解体工事を請け負った事業者が実施します。設計図書等が紛失していれば現地調査や分析を行い、倒壊の危険性があることを想定した上で、通常の除去工事が可能かどうかを検討します。建物内に立ち入ることができない場合、大気汚染防止法施行規則に基

づく「注意解体」を行うことになります。

廃石綿やアスベスト含有廃棄物を処理する際には、自治体が災害廃棄物として処理する点で平常時と異なります。自治体が一時保管場所を設置し、積み替え保管(分別)中間処理(破碎等)を実施することとしています。一時保管場所では、あらかじめアスベストの受け入れ基準を定めておく必要があります。これらをきっちり定めた上で、実際の処理は事業者が担当します。平常時から、その発生量を予測し、一時保管場所を検討するとともに、最終処分までの工程を準備しておく必要があります。広域的な連携も必要になりますので、普段から周辺自治体や関係団体と協力体制を築いておくことが望ましい。

災害時の対応に当たって、よく留意しておいて欲しいのは、被災者が不安を抱えている点です。そのため自治体は、不安の声を最大限聞き取るとともに、有用な情報を発信することが非常に重要になります。災害時であっても環境汚染は許されないという点からしても、情報発信が非常に大切になります。

## 廃棄物研究財団「平成19年度アスベスト処理技術研究セミナー」より

廃棄物研究財団は昨年度、全国アスベスト適正処理協議会、全国産業廃棄物連合会の協賛の下、「平成19年度アスベスト処理技術研究セミナー」を全国5ヵ所で開催しました。この中でアスベスト処理に関する様々な研究成果が報告されました。研究成果の要旨を、シリーズで紹介します。

### アスベスト無害化処理技術の開発

三重中央開発株式会社 保全施設グループ

課長 中内 博昭

実証試験の目標は ジオメルト現設備の9.5t/バッチ炉(4.75t/日)で従来の上から溶かす方法ではなく、下から溶かす(ボトムアップ溶融方式)で設備に支障なく溶融できること 溶融固化体が完全無害であること 大気へ放出されるオフガス(排ガス)及び作業環境へのアスベスト飛散量が環境基準を満足し、安全性が確保できること 非飛散性廃アスベストの溶融処理に係る各種の性能データを収集すること です。

RUN1~3の3度試験を実施したところ、全ての項目でアスベストの不検出もしくは基準値以下を確認し、無害化を達成しました。また、アスベスト処理における作業環境や周辺環境の数値も基準値以下であり、問題がないことが実証されました。

アスベスト層を清浄土で覆って溶融した結果、排ガス内・周辺環境にアスベストを移行させることなく完全な溶融処理を達成することができました。今回実証処理したボトムアップ溶融方式は、従来のトップダウン方式より少ない投入電力で効率よく溶融することができました。アスベスト層の溶融温度は1500以上であることが確認でき完全に無害化できていることが実証されました。



札幌会場

### アスベスト無害化処理技術の開発

(排ガス処理技術の適正化)

株式会社IHI 環境・プラント事業部

プロジェクト統括主幹 井上 里志

共同技術開発：株式会社カムテックス代表取締役社長 坂後充宏)

今後の展開としては、9.5t/バッチ炉のジオメルト設備でアスベスト無害化処理の溶融効率向上を追求していく 飛散性アスベストを用いた実証試験を計画し、安全かつ経済的な無害化を目指す 施設をスケールアップして経済性を追求していく などを計画しています。

スレート製品等大量の非飛散性アスベスト(石綿含有物)の溶融無害化処理技術を06年度中に確立し、実操業開始の見通しを得ることが目的。実証にはカムテックス福山工場内総合廃棄物処理施設のIHIバーナ式溶融炉を使用しました。

商用の溶融炉設備で石綿含有物の安定溶融と無害化処理を実証。石綿含有物の投入方法については、搬入荷姿・量・貯留スペースの関係で当初計画から変更し、本実証試験では密閉構造の既存受け入れ供給設備を使って溶融炉へ供給を行いました。作業環境の測定結果から石綿の飛散防止が図れたことを確認しました。石綿含有物は溶融炉内で安全に無害化され、排ガス中への飛散やスラグへの同伴、冷却水への移行はありませんでした。これはガス冷却室出口の排ガス中ダスト分析結果や溶融スラグ及びスラグ冷却水の分析結果により確認されています。以上の結果から、本溶融技術では通常のバグフィルタを使った排ガス処理対策で対応可能であること、ならびにその他の主要設備も大きな変更なく使用可能であることが実証できました。

本技術開発の結果として新たに生じた課題は特にありません。実操業開始に向けて、石綿含有物供給システムの機械化・自動化が必要となりますが、その他には無害化処理認定を受けること、また、既に通常の溶融スラグは県のリサイクル品認定を受けていますが、石綿含有物を処理した際の溶融スラグについても、認定の対象となるようにすることが、次の当面の目標です。

## 全国アスベスト適正処理協議会の19年度アスベストセミナーが 3月11日、東京都内の都道府県会館101大会議室にて開催されました。

まず始めに、千代田区の千代田区まちづくり推進部 建築指導課安全対策 主査 加藤哲夫氏により「千代田区におけるアスベスト対策 アスベスト飛散防止対策の徹底を」の講演。続いて、当協議会のコンサル部会部会長で、リバックス建築環境計画社長の清水博氏による講演「建物所有者からみた適正処理とは Why、What、How」の概要を紹介しします。

### 千代田区におけるアスベスト対策 —アスベスト飛散防止対策の徹底を—

千代田区まちづくり推進部・建築指導課安全対策

主査 加藤哲夫

我が国では昭和30年代から昭和50年代中頃まで鉄骨造の耐火被覆材としてアスベストを使用した建物が多く建築されました。今後これらの建物が大量に解体される時期が到来しようとしています。

今後建築物の解体によるアスベストの排出量が2020年から2040年頃にピークを迎え、年間100万t前後の排出が予想され、建築物周辺の住民の健康への影響が懸念されます。こうした建物の解体に際しては、アスベストの飛散防止対策を厳格に行わないと、解体工事従事者はもとより、近隣住民がアスベスト粉塵を吸引し、中皮腫や肺がんを発症させる要因となります。

ところが、現状ではアスベスト飛散防止対策を怠ったり、安易な防止対策に終始するなど、アスベスト被害の深刻さを省みない業者による解体工事が見受けられ、事情を知らない一般市民がアスベストを無意識に吸引して被害をこうむる恐れがあります。

そこで政府は、2005年12月「アスベスト問題にかかる総合対策」を策定し、アスベスト除去への補助促進策 アスベストの使用規制 解体時の飛散・暴露防止対策の徹底 を指示し、2006年2月3日「石綿による健康被害の救済に関する法律」と被害防止のための石綿の除去を進める関連3法を成立させました。

建物の解体工事の申請にあたり、解体業者はアスベストの有無を事前に調査し建設リサイクル法に基づいて報告書にその結果を記載して届け出なければなりません。提出された報告書に「アスベスト無し」と記載されていれば、行政としては報告書の真偽を確かめる術はなく、違法な解体工事が野放しになってしまいます。現在の建設リサイクル法では、解体工事の届け出から解体工事の着工までの1週間と定められているため、行政担当者が報告書の真偽を検証しようとしても、検体の分析は現行の公定法であるJIS法(JIS A1481)では、分析結果が出るまで数日を要するために、分析結果が出た時点では既に解体工事が進められてしまう問題がありました。



そこで東京都千代田区では平成19年度「建設リサイクル法に基づくアスベスト飛散防止要綱」を定め、検体採取と同時にアスベストの有無を判明させる分析法(ベイ環境局EPAに認定された方法)を採用し、検体から重量比0.1%を超えるアスベストの存在が確認された場合、建設リサイクル法14条「必要な助言・勧告」同15条「分別解体等の方法の変更その他必要な措置をとることができる」との規定を法的根拠として、行政指導を行うことになりました。

仮に吹き付け材がありアスベスト無しの解体工事の届け出の場合、現場で吹き付け材の検体を採取し、それを契約した分析機関で分析し、結果アスベストが検出されれば、直ちに解体工事停止、現場養生の徹底、周辺住民に対する説明の実施等、しかるべき行政指導を行うなどして、アスベスト飛散防止対策の徹底を図っていきます。

アスベストの飛散防止は現行法では事業者の善意に負うところが大きいのが実態です。実際には建物解体工事のアスベスト飛散防止対策は、現場養生経費の膨大な増加、工期の長期化、周辺住民への説明と了解を得るための手続きの困難さなどがあり、対策を厳格に行う場合と、そうでない場合と比較して経費や工程に大きな開きがあります。従って、利潤追求のためにアスベスト飛散防止対策を怠る事業者が現れるのです。

アスベストは吸引してから中皮腫や肺がんが発症するまで20年から30年かかると言われています。今飛散防止対策の徹底を千代田区の特定期域だけではなく全国的に行っていかなければ、水俣病のように今後国民に大きな負の遺産を残してしまうことになるのです。

## 「建物所有者からみた適正処理とは —Why、What、How—」

全国アスベスト適正処理協議会・コンサル部会長  
リボックス建築環境計画代表取締役 清水博夫

不動産などについて、持ち主や買い主側にとってのリスクをしっかりと把握・開示することが一層、重要になっています。建物利用者の健康を守るのは、ビル所有者や管理者の責任で、健康被害防止とともに、不動産価値の低下を防ぐためにも、アスベストの適正な管理・処理が大切です。仮に汚染を隠して、それが発覚した場合の損失は膨大なものになりますし、きちんと措置を取っておかない不動産は流通しない時代になっています。

こうした流れの中で、エンジニアリング・レポート（ER）を含めた不動産デューデリジェンスの重要性が高まっており、アスベストに関する調査や情報開示も求められることとなります。例えば、金融商品取引法改正や、内部統制報告制度（日本版SOX法）でも、情報開示が重要となり、説明責任が問われる。また、企業イメージを損なうことなく、事業継続管理（BCM）が重要な位置づけとなり、経済的損失としての環境リスクについてもきちんと評価しないとイケない状況です。こうした環境リスクをクリアするためのシナリオも意識しなければなりません。

また、2010年度からは、「資産除去債務」に関する会計基準が適用され、アスベストを適正処理する費用を算出しそれを負債として計上しなければならなくなります。このようなことから、アスベストの適正処理すること、そして、それを隠すことなく情報開示することのインセンティブが今後一層高まっていくと言えます。

ここで、不動産取引の際には、その価値を適正評価することが大切になりますが、デューデリジェンスに当たって求められる「法的状況調査」、「物的状況調査」、「経済的状況調査」のうち、土地状況調査や建物状況調査、環境調査を含む物的状況調査がERの主な対象です。ERは、対象物件の「安全性確認」が最大の目的で、物理的な調査を通じて、建物を適正評価する際に重要な役割を果たします。有害物質の有無を調査するとともに、工学的な観点からその経済的要素にも言及します。経済的要素とは、つまり、除去や対策に必要な費用です。仮に物件の安全な使用や利用が確保されない場合には、経済的状況調査も意味をなさないこととなります。

このように、所有者の責任が増大する中であっては、アスベストの暴露リスクを正しく認識することが不可欠です。アスベストの有無や飛散の可能性、適正処理とそのコ

ストなど所有者にはきちんと伝えておく必要があります。

具体的に、アスベスト暴露リスクを評価する際には、まず、健康被害の可能性を把握し、対策または管理の必要性を明確化する必要があります。その上で、対策の必要性に優先順位を付け、具体的な方法を定める必要があります。

その際、劣化度合いや劣化・損傷が進行する可能性、当該部位へのアクセス頻度などを織り込み、暴露リスクのレベルを設定します。必ずしも、「アスベストがあったらすぐに対策する」という姿勢ではなく、このリスクレベルに応じて適切な対策や管理を実施すべきです。その上で、解体・改修時に除去するのが望ましいと言えましょう。5年間が一つの目安になりますが、リスクや費用なども含めてトータルに「アスベストマネジメントプログラム」を立てることが有効です。

こういったことをするのは、顧客に安心感を与えることが最大の目的です。ビル経営に当たっても、リスクマネジメントを織り込んで、保全管理と除去の計画をしっかりと立ててあげることが一番のリスク管理になります。

その点で、「場当たり」的でなく、計画的な運営に、そして「対症療法」から「予防保全」へとつながる「シナリオCAPEX」の考え方がより重要になっていくでしょう。保有する建物資産について、修繕・更新すべき部分や時期、費用を事前に把握し、長期的な視点から修繕・更新計画を立て、予算措置を実行することで、戦略的な運営管理の実現につながります。目的を持って戦略的な計画を立ててあげることで、収益率の向上や資産価値の増大、企業イメー



ジの向上に結びつき、所有者にも説得力のある提案が可能になります。それが引いては、アスベストの適正処理にもつながるのです。

全国アスベスト適正処理協議会においても、公平・公正な観点から適正に評価・マネジメントできる「第三者の立場」の確立を目指しています。引いては、それが、対策のために資金を出す顧客の収益性や企業イメージの向上につながっていくと考えています。

## 「アスベスト処理に係る緊急提言」

### 全国アスベスト適正処理協議会

全国アスベスト適正処理協議会は4月、「アスベスト処理に係る緊急提言」をまとめました。現状では、適正な対策が必ずしも周知徹底されていないことに加え、行政側においても、所管や各担当省庁、各自治体の間で連携不足が指摘されています。こうした状況を背景に、緊急提言では、現場の実態に即したルール明確化や全プロセス一貫した対策マニュアルの整備、取り扱い手順の標準化などを提案しています。行政に対しても、関連規制の整合性を向上させるほか、連携強化を求めています。適正な対策を徹底することで、作業に携わる作業員や周辺住民の安全確保を図ることが狙いです。

### 作業員や周辺住民の安全確保徹底を

協議会ではこれまで、「コンサル」や「調査・分析」、「施工技術」、「廃棄物処理」の各部会を始め、勉強会やセミナーなどを通じて、現場における対策の課題や解決策などについて話し合ってきました。緊急提言は、その成果の第一弾とも言える位置付けです。各部長や副部長、各部会の企業などが中心になって検討してきました。

具体的には、対象物や対象作業の明確化、作業員の安全対策、周辺住民の安全対策、除去等の作業、廃棄処分、測定に関する改善、アスベスト含有建材の取り扱い手順の標準化、普及啓発、行政の対応、第三者の立場の確立の10項目で構成されています。

このうち、まず、対象物や対象作業の明確化については、既にあるマニュアルやガイドラインなどにおいて、その定義や範囲が不明確だったり、「現場の実態に即していない」部分が指摘されてきました。そのため、対象工事の定義・範囲や、工場の建物・工作物・設備の区分、レベル1、2、3といった区分などについて、現場の状況を反映しながら見直す必要性を訴えています。

また、作業員の安全対策についても強く求めています。保護具や保護衣、防じんマスクの選択や装着、交換、廃棄などに当たって正しい手法を示す必要性を主張するとともに、エアシャワーや負圧集じん機といった資機材も含め、適正な使用や保守管理の方法を定める必要性を強調しています。

規制などであいまいな点が多いとされるアスベスト含有建材につきましては、取り扱い手順の明確化を求めています。今後は特に、老朽化した住宅の解体・改修が進むと考えられます。そのため、湿潤化や養生、梱包・輸送、廃棄時など具体的な手順のほか、劣化状態に合わせた処理方法や切断・破砕が必要な場合の手順などを作成しておく必要性を指摘しています。

廃棄処分に関しては、特にルール等の標準化の遅れを指摘しています。作業員の安全を確保するとともに、処分に伴って再飛散する懸念や、処分場の余力などの課題もあり、早急な対応方針の検討を求めています。

測定については、測定手法の整備と標準化、行政届け出書類の標準化などを求めています。また、濃度基準設定の必要性についても合わせて指摘しています。

## 「アスベスト対策基本法」制定を提案

一方、周辺住民の安全対策も、提言では大きな位置付けを占めています。ずさんな工事によって、アスベストが周辺に飛散しても、住民にとっては、無防備なまま暴露してしまう可能性が大きいからです。提言では、対策に当たって適切な対策を講じるのは当然ながら、万が一、飛散した場合の緊急対応や住民への事前説明などの手続きをあらかじめ整備しておく必要性を指摘しています。

行政に対しては、関係省庁が多岐にわたっているため、対応に当たって「縦割り行政」の弊害が生じている点を指摘しました。また自治体ごとに異なる規制や指導、解釈が存在しており、現場に混乱を与えているケースも見受けられます。このため、省庁の壁を越えた連携体制の構築や規制の整合性向上、統一的なマニュアルの整備などを求めています。取り分け、アスベスト対策に関する基本法の制定を提案した点が特徴です。

提言では、コンサルタントの「第三者の立場の確立」も主張されています。アスベストは、様々な業種・分野で使用されていることから、その利害関係者も多岐にわたります。これら関係者の利害に捉われず、中立・公平な立場から安全で適正な処理が行われているかどうかを評価・判断する仕組みが必要です。提言では、こうした視点から、調査・診断から最終処分まで一貫して評価できるチェックリストの作成や、「適正評価者」の育成の必要性などが主張されています。

このほか、アスベストに関する知識や適正な処理方法に関する周知を進めていくためにも、繰り返し学習・トレーニングする仕組みを設けるといった普及啓発の重要性を強調しています。

## アスベスト処理に係る緊急提言

### A．対象物や対象作業の明確化

対象物や対象作業の定義、範囲などが不明確な点があり、適正処理に支障をきたしており、その明確化が必要

- ・対象工事の定義・範囲（特に改修・リフォーム）
- ・工場の建物／工作物／設備の区分
- ・レベル1、2、3の区分の定義の改善（現場状況とのすり合せ）など

### B．作業員の安全対策

適切な保護衣・保護具の選択と正しい装着、正しい養生や負圧管理、廃棄物管理などは被曝の可能性に大きく影響するが、現場の作業では未だに疎かにされがちであり、徹底が必要

- ・適正な呼吸用保護具の選択と装着
- ・適正な呼吸用保護具の選択
- ・防じんマスクの適正な装着とフィルターの適切な交換
- ・防毒マスクが必要な場合の対応
- ・エアシャワーや負圧集塵機など資機材の適正な使用及び保守管理方法
- ・防塵衣の適切な選択と着用・交換ルール
- ・作業後の防塵衣・防護具の処理
- ・作業終了・脱衣後の体表付着アスベストの対策
- ・電気・配管設備工事等での安全対策の徹底 など

### C. 周辺住民の安全対策

知らないうちにアスベストが飛散し、多くの無防備な住民等が被爆することがないように、適切な飛散防止対策、万が一の飛散時の緊急対応、住民への事前説明などの手続きの整備が必要である。

- ・養生及び負圧管理プロセスの標準化
- ・常時監視体制の強化及びリアルタイムモニタリングの導入検討
- ・異常値発生時の緊急アクションについてのルール整備
- ・事前住民説明についての基本ルール整備 など

### D. 除去等の作業について

事業者の作業品質の格差、不明確な基準等による現場対応のばらつき等が見られ、作業上の安全確保への支障となっている。このため、資格要件の整備、基準等の不備是正、ルールの標準化などが必要である。

- ・事業者の資格要件の整備
- ・大量に粉塵を発生させる工法の制限
- ・湿潤の方法の確立
- ・高圧洗浄に変わる手法の確立
- ・処理した水の処理について基準
- ・廃材の梱包／輸送の基準
- ・作業手順等の撮影・記録のルール など

### E. 廃棄処分について

廃棄の手順については、ルール等の標準化が遅れており、作業員の安全が脅かされているほか、再飛散や処理場の余力も課題となっていることから、早期に対応方針を設定し、徹底を図ることが必要である。

- ・特別管理廃棄物の範囲の明確化
- ・混合廃棄物の処分のルール
- ・処分場の作業員の安全基準の標準化
- ・処理の受付基準の明確化
- ・解体の行政指導と廃棄物処理の法規制の整合
- ・廃棄処理場余力の確保 など

### F. 測定に関する改善

飛散防止を適切に監視することにより安全性を高め、万が一の事態での被害を最小化することが可能であるため、基本的な運用ルールや基準を整備、標準化する必要がある。

- ・測定方法の整備と標準化
- ・測定の箇所、対象、時期、濃度基準、使用機材等
- ・行政届出書類等の標準化 など

### G. アスベスト含有建材の取り扱い手順の標準化

これまでに輸入されたアスベストの大半は建材に含有されて残存するが、その取り扱いについては規制上もあいまいな点が多

く、結果として建物解体・改修等の過程で、安全対策が不十分な作業が生じていると指摘されている。今後老朽化した住宅の解体・改修が進む中で、早急にスタンダードを整備することが必要である。

- ・湿潤・養生の手順
- ・保護衣など作業員の安全対策

### I. 除去時に切断・破砕等が必要な場合の手順

- ・劣化状態に合わせた処理方法
- ・梱包・輸送の際の手順
- ・廃棄物の区分、混合廃棄物の処理など廃棄処理上の手順
- ・行政届出及び作業時の測定についてのルール など

### H. 普及啓発について

安全確保の基本として、アスベストの知識や適正な処理方法について広く周知すること、さらにそれを繰り返し学習・トレーニングできる仕組みが必要である。

- ・作業に伴う危険性や重要注意事項
- ・行政届出や法令
- ・処理の適正手順
- ・最終処分の適正手順
- ・モニタリングの適正手順
- ・工法・技術の紹介 など

### I. 行政の対応について

アスベストには数多くの省庁が関与するが、課題の大きさに合わせ、縦割り行政の弊害を超えた総合的な対策が求められる。また、自治体毎に異なる規制や指導、解釈が現場に混乱を与えているケースも見られる。このため、行政と関連業界が密接に連携し、漏れがなく一貫したアスベストへの取り組みをしていくことが必要である。

- ・各省庁の壁を超えた連携体制
- ・自治体間の規制の統一
- ・統一的なマニュアル・解説書の整備
- ・アスベスト対策基本法の制定

### J. 第三者的立場の確立

アスベストが広範囲に渡り使用されている現状のなか、さまざまなステークホルダーが存在する。アスベストを適正に処理していくうえで第三者的な立ち位置で評価・判断・監視をしていく役割が重要になってくる。

- ・調査・診断から最終処分・再生までの一貫したフローとチェックリストの作成
- ・適正評価者の育成

以上

### 全国アスベスト適正処理協議会役員一覧

会 長：炭谷 茂 前環境事務次官・(財)休暇村協会理事長  
 副会長：飯島 孝 元環境省廃棄物・リサイクル対策部長/  
 (財)産業廃棄物処理事業振興財団専務理事  
 滝澤秀次郎 前環境省環境保健部長/(社)日本医師会事務局長  
 小林悦夫 (社)全国環境保全推進連合会副理事長  
 花澤義和 三協興産(株) 代表取締役  
 小里洋行 ヤシマ工業(株) 代表取締役  
 理 事：奥村明雄 (財)日本環境衛生センター 専務理事  
 木下正明 (社)日本環境衛生施設工業会 専務理事  
 八木美雄 (財)廃棄物研究財団 専務理事  
 大島高志 (財)日本産業廃棄物処理振興センター 理事  
 佐々木五郎 (社)全国都市清掃会議 専務理事  
 大塚元一 (社)全国産業廃棄物連合会 専務理事  
 宮田秀明 日本環境化学会 副会長  
 松原泰男 関東建設廃棄物協同組合 副理事長  
 石井邦夫 (株)市川環境エンジニアリング 代表取締役  
 三本 守 (株)タケエイ 代表取締役社長  
 古敷裕二 (株)リフレックス 代表取締役社長  
 山口陽二 環境リサーチ(株) 代表取締役  
 清水 博 (株)リボックス建築環境計画 代表取締役  
 吉田清和 日本開発(株) 取締役社長  
 片柳健一 (株)環境管理センター 執行役員市場開発室長  
 都築宗政 都築鋼産(株) 代表取締役  
 井上吉一 三重中央開発(株) 専務取締役  
 杉田昭義 杉田建材(株) 常務取締役  
 林 龍彦 ミヤマ(株) 執行役員環境保全事業部長  
 生内邦雄 (株)東北ターボ工業 代表取締役社長  
 坂後充宏 (株)カムテックス 代表取締役  
 監 事：原島 浩 (株)ヤシマ環境総合研究所 代表取締役  
 花澤登賢雄 花澤税理士事務所 所長  
 事務局長：小峰且也 環境新聞社 取締役  
 事務局：酒井 剛 環境新聞社 広告・事業担当次長  
 末廣和久 環境新聞社 大阪支社係長

### 全国アスベスト適正処理協議会会員一覧

#### (正会員)

(株)アーバンTAMA	三協興産(株)
東海ピコー(株)	(株)市川環境エンジニアリング
J F E メカニカル(株)	(株)東北ターボ工業
(株)エヌジェーピー	(株)シンセリティ
D O W A エコシステム(株)	(有)オー・エス収集センター
新日本改修建設(株)	日栄工業(株)
(株)カムテックス	新パーレックス工営(株)
日本開発(株)	(株)カンナ
杉田建材(株)	三重中央開発(株)
菊水化学工業(株)	(株)センレイ
(株)ミダック	(株)協和エクシオ
(株)鷹桜豊商	ミヤマ(株)
(株)コンステック	(株)タケエイ
ヤシマ工業(株)	坂田塗装工業(株)
都築鋼産(株)	(株)ヤマゼン
三鬼産業(株)	寺下運輸倉庫(株)

#### (賛助会員)

(株)アースアブレイザル	グリーンブルー(株)
長野計器(株)	アマノテックエンジニアリング(株)
興研(株)	(株)日新環境調査センター
(株)エコボンド	JFEテクノリサーチ(株)
日本環境分析センター(株)	エスケー化研(株)
(株)重松製作所	日本環境分析センター(株)
(株)エニックス	柴田科学(株)
日本水処理工業(株)	エヌエス環境(株)
(株)島津テクノリサーチ	日本メテックエンジニアリング(株)
(株)エル・シー・エー	住友金属テクノロジー(株)
(有)ビーワイ	(株)オオスミ
大日化成(株)	(株)船井総合研究所
化研マテリアル(株)	太平洋エンジニアリング(株)
美濃窯業(株)	(株)片山化学工業研究所
(株)タカラベ	ムゲンシステム(株)
(株)カナモト	(株)ディーアールシー
(株)ムラコシ	(株)環境管理センター
帝人エコ・サイエンス(株)	(株)ヤシマ環境総合研究所
環境保全(株)	東邦化研(株)
(株)リボックス建築環境計画	環境リサーチ(株)
内藤環境管理(株)	(株)レアックス

(3月31日現在)

## 事務局だより

大変遅くなりましたが、ニュースレター1号が発行の運びとなりました。今回は、当協議会が関係したセミナーとアスベスト処理に係る緊急提言を中心に掲載致しました。先月は、協議会の第3回の勉強会「ISOにおけるアスベスト分析の動向について」を東京と大阪で開催して、国際標準化機構（ISO）で進められているアスベスト含有率分

析法に関する国際規格（ISO 22262-1）の原案やその作成状況の報告がありました。

引き続き勉強会は開催していきますので、ご希望する講師の方やテーマがありましたら、事務局までお知らせ下さい。新年度も会員の皆様方のご支援・ご協力を宜しくお願い申し上げます。